

令和7年第3回安城市議会定例会

議案書

(令和7年9月1日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
認 定 第 1 号	令和6年度安城市一般会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 2 号	令和6年度安城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 3 号	令和6年度安城市土地取得特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 4 号	令和6年度安城市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 5 号	令和6年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 6 号	令和6年度安城市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 7 号	令和6年度安城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 8 号	令和6年度安城市水道事業会計決算について	別冊
認 定 第 9 号	令和6年度安城市下水道事業会計決算について	別冊
第 7 8 号 議 案	安城市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
第 7 9 号 議 案	安城市虹の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
第 8 0 号 議 案	安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	5
第 8 1 号 議 案	安城市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7

第 8 2 号 議 案	安城市水道事業給水条例及び安城市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	9
第 8 3 号 議 案	安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
第 8 4 号 議 案	令和 7 年度安城市一般会計補正予算（第 3 号）について	別冊
第 8 5 号 議 案	令和 7 年度安城市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 8 6 号 議 案	令和 6 年度安城市水道事業剰余金の処分について	1 5
報 告 第 1 2 号	継続費の精算について（一般会計）	1 7
報 告 第 1 3 号	継続費の精算について（水道事業会計）	2 1

第78号議案

安城市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年9月1日提出

安城市長 三星元人

安城市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

安城市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年安城市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第6条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の安城市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、衆議院議員及び参議院議員の選挙に係る改定に準じ、市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額の改定をする上で、必要があるため。

第79号議案

安城市虹の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年9月1日提出

安城市長 三星元人

安城市虹の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市虹の家の設置及び管理に関する条例（平成5年安城市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

第10条第1項中「又は」を「、又は」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、必要があるため。

第 80 号議案

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

安城市長 三 星 元 人

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

- (1) 安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年安城市条例第 29 号）第 12 条
- (2) 安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年安城市条例第 30 号）第 12 条
- (3) 安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年安城市条例第 31 号）第 25 条

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、児童福祉法の改正に伴い、必要があるため。

第 8 1 号議案

安城市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

安城市長 三 星 元 人

安城市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

安城市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 9 年安城市
条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 号中「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改め、
同条第 2 号中「第 5 条第 1 8 項」を「第 5 条第 1 9 項」に、「同条第 1 9 項」を「
同条第 2 0 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的
に支援するための法律の改正に伴い、必要があるため。

第 8 2 号議案

安城市水道事業給水条例及び安城市公共下水道条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

安城市長 三 星 元 人

安城市水道事業給水条例及び安城市公共下水道条例の一部を改正する
条例

(安城市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 安城市水道事業給水条例（昭和 4 2 年条例第 4 号）の一部を次のように改
正する。

第 5 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 2 5 条第 1 項の表中

「	「	「	「
	一般用	一般用	
	公衆浴場用	臨時用	
	臨時用		
	」	」	」
	を	に、	6 0 0 円
	」		
「	を	「 6 9 0 円	」に、
」		「 1, 0 0 0 円	」を「 1, 1 5 0 円
		」に、	「 2, 5
			0 0 円
			」を「 2, 8 8 0 円
			」に、
			「 7, 6 0 0 円
			」を「 8, 7 4 0 円
			」に、
			「 1
			2, 2 0 0 円
			」を「 1 4, 0 3 0 円
			」に、
			「 2 7, 0 0 0 円
			」を「 3 1, 0 5 0

円」に、「50,000円」を「57,500円」に改め、同表一般用の項中「50円」を「65円」に、

90円

を

105円

に、「125円」を「140円」に、「165円」を「180円」に、「190円」を「205円」に、「210円」を「225円」に改め、同表公衆浴場用の項を削り、同表臨時用の項中「280円」を「295円」に改める。

(安城市公共下水道条例の一部改正)

第2条 安城市公共下水道条例(平成4年安城市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中

公衆浴場汚水	1立方メートルにつき	
臨時汚水	1立方メートルにつき	

「

70円
150円

を」

臨時汚水	1立方メートルにつき	
------	------------	--

」

150円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の安城市水道事業給水条例第25条第1項の表の規定にかかわらず、使用水量の計量に係る期間に令和8年3月31日を含む水道料金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の安城市公共下水道条例別表(安城市農業集落排水処理施設の管理に関する条例(平成10年安城市条例第15号)第17条第2項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、排除した汚水の量の算定

に係る期間に令和 8 年 3 月 3 1 日を含む公共下水道使用料及び排水処理施設使用料については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、水道料金の改定により、水道の安定的な供給を継続し、並びに水道料金及び公共下水道使用料等の算定に係る公衆浴場の区分を廃止する必要があるため。

第 8 3 号議案

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

安城市長 三 星 元 人

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年条例第 1 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「ため 1 日の勤務時間の一部（2 時間）」を「ため 1 日の勤務時
間の全部又は一部（2 時間を超えない範囲内又は 1 年につき市長が定める時間）」に
改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、企業職員に係る部分休業の形態を一般職の職員と同様の
ものとするに伴い、必要があるため。

第 86 号議案

令和 6 年度安城市水道事業剰余金の処分について

令和 6 年度安城市水道事業未処分利益剰余金 870,158,209 円のうち、56,357,360 円を減債積立金に、100,000,000 円を建設改良積立金に積み立て、432,230,875 円を組入資本金に組み入れ、剰余を繰り越すものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

安城市長 三星 元 人

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、必要があるため。

報告第12号

継続費の精算について

令和6年度安城市の一般会計の継続費については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、別表令和6年度安城市継続費精算報告書のとおり報告する。

令和7年9月1日提出

安城市長 三星元人

別表

令和6年度 安城市

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					支出済額
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他		
50 教育費	30 保健体 育費	南部調理 場空調設 備改修事 業	令和 5 年度	円 60,000,000	円 0	円 0	円 0	円 60,000,000	円 0
			令和 6 年度	89,928,000	0	0	0	89,928,000	149,927,800
			計	149,928,000	0	0	0	149,928,000	149,927,800
50 教育費	30 保健体 育費	南部調理 場照明設 備更新事 業	令和 5 年度	19,600,000	0	0	0	19,600,000	0
			令和 6 年度	26,820,000	0	0	0	26,820,000	46,420,000
			計	46,420,000	0	0	0	46,420,000	46,420,000
50 教育費	30 保健体 育費	北部調理 場給水設 備改修事 業	令和 5 年度	21,200,000	0	0	0	21,200,000	0
			令和 6 年度	31,671,000	0	0	0	31,671,000	52,870,400
			計	52,871,000	0	0	0	52,871,000	52,870,400

継続費精算報告書

実 績				比 較				
左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	0	0	0	60,000,000	0	0	0	60,000,000
0	0	0	149,927,800	△ 59,999,800	0	0	0	△ 59,999,800
0	0	0	149,927,800	200	0	0	0	200
0	0	0	0	19,600,000	0	0	0	19,600,000
0	0	0	46,420,000	△ 19,600,000	0	0	0	△ 19,600,000
0	0	0	46,420,000	0	0	0	0	0
0	0	0	0	21,200,000	0	0	0	21,200,000
0	0	0	52,870,400	△ 21,199,400	0	0	0	△ 21,199,400
0	0	0	52,870,400	600	0	0	0	600

報告第13号

継続費の精算について

令和6年度安城市の水道事業会計の継続費については、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、別表令和6年度安城市水道事業会計継続費精算報告書のとおり報告する。

令和7年9月1日提出

安城市長 三星元人

別表

令和6年度 安城市

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					支払義務 発生額
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				
					企業債	国 県 支出金	一般会計 出 資 金	損益勘定 留保資金	
4	10	北部浄水 場6号配 水ポンプ 更新事業	令和 5 年度	円 47,000,000	円 0	円 0	円 0	円 47,000,000	円 0
			令和 6 年度	71,000,000	0	0	0	71,000,000	110,309,100
			計	118,000,000	0	0	0	118,000,000	110,309,100

水道事業会計継続費精算報告書

実 績				比 較				
左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発生額の 差	左 の 財 源 内 訳			
企業債	国 県 支出金	一般会計 出 資 金	損益勘定 留保資金		企業債	国 県 支出金	一般会計 出 資 金	損益勘定 留保資金
円 0	円 0	円 0	円 0	円 47,000,000	円 0	円 0	円 0	円 47,000,000
0	0	0	110,309,100	△ 39,309,100	0	0	0	△ 39,309,100
0	0	0	110,309,100	7,690,900	0	0	0	7,690,900